

議事録（概要）

会議名	令和7年度 第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会					
会場	芦屋町役場3階31会議室					
日時	令和7年7月4日（金） 10:00～11:30					
委員の出欠	委員長	村山 浩一郎	出	委員	福原 光次	出
	副委員長	桐田 典彰	出	委員	長沢 正行	出
	委員	橋田 栄一	出	委員	北原 優希	欠
	委員	安部 信義	出	委員	岩崎 眞樹	欠
	委員	中西 伸吾	出	委員	上四元 恵子	出
	委員	長島 毅	出	委員	末廣 由香里	出
	委員	内海 猛年	出	委員	塩田 裕子	欠
	委員	真田 憲一	出	委員	森 真奈美	出
件名・議事	<p>・議事</p> <p>1 第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「行政の取組」の評価及び令和7年度「行政の取組」の計画</p> <p>2 その他</p>					
合意事項 決定事項	<p>1 芦屋町地域福祉計画推進委員会 委員長・副委員長の選出について</p> <p>・委員からの自薦・他薦はなく事務局から委員長を村山 浩一郎 委員（福岡県立大学人間社会学部教授）、副委員長を桐田 典彰 委員（障がい福祉サービス事業所みどり園）を提案し、委員の拍手をもって決定した。</p> <p>2 第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「行政の取組」の評価及び令和7年度「行政の取組」の計画</p> <p>・報告、了承された。</p>					

令和7年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会 議事録

○日時

令和7年7月4日(金)10:00～11:30

○場所

芦屋町役場3階 31会議室

○協議事項

- 1 第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「行政の取組」の評価及び令和7年度「行政の取組」の計画
- 2 その他

議事1 第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「行政の取組」の評価及び令和7年度「行政の取組」の計画

- 事務局から資料に基づき説明。

基本目標1

(委員)

・取組番号10の健康・こども課(子育て支援係)の項目について、令和6年度の実績に「こども家庭センター」とあるが、こども家庭センターの中身はどのようになっているか。令和6年度にこども家庭センターを設置したのであれば、令和7年度の計画にどのように反映されているか。

(事務局)

・これまで健康づくり係が担当していた母子保健、子育て支援係が担当していた児童福祉、わけられていた2分野を一本化した。妊産婦や子育て家庭を対象として、切れ目のない支援をしていくことを目的として設置した。相談内容によって社会福祉士や保健師などの専門職が対応する。これまで2部署でわかれていたものを一本化したため事業内容が大きく変わることはないが、センター内での情報共有や他部署との連携を引き続きスムーズに行うという点で、令和7年度の計画において「関係機関と連携して支援を行います。」としている。

(委員)

・言葉で聞くとわかるが、文字だけ見た時に設置の目的がわからない。実績に関しても、設置したことによってどのような影響があったのか具体的に書かれていないとわからない。この他の項目も含め、令和7年度の計画が「支援します。」「連携します。」ばかりであるが、計画は数値で表して、その成果としてどれほど取り組むことができたかみるものである。数値で表せるものは数値でのせるべき。

(事務局)

- ・数値で表すことができる項目は数値化する。

基本目標 2

(委員)

・取組番号 46 について、バリアフリー化は各課の計画で工事予定についてあがっているはず。計画をたてる際に、バリアフリー化をするよう擦り合わせが行われているのか、工事を行う時にその都度バリアフリー化が必要か判断しているのか。

(事務局)

・この項目は、公共施設に関することであり、生涯学習課の取組状況があがってきている。

(委員)

・他の課の取組状況も把握できるとよい。

(委員)

・取組番号 39 について、自治区に「浜口町」という名称は使わず「浜口区」が正しい。

(委員)

・取組番号 35 について、個別避難計画を作成することはどこの自治体でも難しい課題になっており、試行錯誤しているところ。個別避難計画は策定の期限があるのか。また、令和 7 年度の計画で、「対象要件の見直し」とあるが、見直しが必要と判断した背景や、どのように変更する予定であるか知りたい。

(事務局)

・個別避難計画をいつまでに策定しなければならないという具体的な期限はないが、令和 5 年から 6 年から 5 年以内（※）に策定することが国から示された努力義務。

・対象要件の見直しについては、県の防災担当と、町の庶務係、福祉課のヒアリングで、県の担当者から「芦屋町の対象者の分母が他の町と比べて多い。」と言われた。現在町で対象としているのが、75 歳以上の高齢者世帯、要介護 3～5 の認定がある人、障害者手帳をもっている人など。ヒアリングを受けて「75 歳以上でも自立しており自力で避難できる人もいるので、そこを見直していこう。」と庶務係と話しているところ。

※ 正しくは、令和 3 年 5 月からおおむね 5 年程度。令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、市町村が優先度が高いと判断する避難行動要支援者について、おおむね 5 年程度で作成に取り組むことが示された。

(委員)

・取組番号 48 の令和 6 年度実績であがっている 1 名について、再犯防止施策の対象となるような人が障がい福祉サービス（就労継続支援 B 型）に繋がったという内容であるが、再犯防止施策の対象者に話をきくと、障がいがあることがわかったという話か。

(事務局)

・もともと障がいがある人で、刑務所に入るまでは就労継続支援 B 型を利用していた。犯罪をして刑務所に入り出所した時に、家族が「本人が家で 1 人であるのが心配。」ということで、再び就労継続支援 B 型を利用しようとなった。

(委員)

・ 罪を犯した人を受け入れた施設は素晴らしいと思うが、犯罪によっては受け入れがたいと感じる施設もあるのではないか。その際の説明はどのようにしているか。

(事務局)

・ 今回の場合は、犯した罪が重いものではなかった。

(委員)

・ 社協が実施している日常生活自立支援事業は障がいがある人にとってありがたいもの。本人が管理しているとどうしても甘くなってしまうところに第三者の介入があると安心した生活ができる。日常生活自立支援事業は、全般的な権利を守ってもらうような状態になる前段階の入り口。知的障がいがある人は金銭感覚に疎い場合が多く、搾取されやすい立場にあるので、第三者の介入があると個人の財産を守ることができ、日常生活自立支援事業は福祉サービスのなかでも利用しやすいもの。

(委員)

・ 福岡県社会福祉協議会から委託されて実施している日常生活自立支援事業であるが、件数と人件費のギャップがある。

(委員)

・ 社会福祉協議会の職員が本人のお金を引き出すので、ニーズが多くてもそれを行う体制が整っていない。自治体によっては市民に研修を受けてもらい手伝ってもらっているところがある。判断能力が低下している人の金銭管理をするので、慎重に実施しなければならない。

(委員)

・ ニーズが出てきづらい場合がある。はたから見たら、支援が必要だが、本人がそれに気づいていない。そこに相談支援も入ってくると思うが。

(委員)

・ 取組番号 51 の今後の課題と令和 7 年度の計画に「教育支援センター」とある。教育支援センターができたのはわかるが、内容がわからない。

(委員)

・ まだできたばかりの機関であるので、これからわかりやすいように周知するよう検討することが必要。

基本目標 3

(委員)

・ 担い手不足が深刻。元気な人は働いている。その中でリーダーを担うことは大変。でも、なかには所謂「おせっかい気質」で、そのような役割を担ってくれている人もいる。ただそのような人のなかにも、気になっているが一步が踏む出せない場合がある。手を挙げてくれるのを受け身の体制で待つのではなく、積極的に町から具体的な実施内容、実施方法などを挙げて声をかけることが重要。

- ・こども食堂に携わっているので、こども食堂のことも計画に入れてほしい。

(委員)

- ・様々な立場（行政、社協など）から、積極的に声かけをすることが必要。
- ・こども食堂は自発的な活動なのか。行政から支援があるのか。

(事務局)

・町から補助金の支援はしているが、自発的な活動である。自主的に活動しているところに対して支援しているという形。こども計画の方に盛り込まれている。

その他

(委員)

・地域福祉計画の位置づけが難しい。各分野で個別計画があり、個別計画では各項目について細かく記載している。本日の議論でもあがった、こども食堂や、教育支援センターについては、こども計画の方で議論されている可能性がある。

地域福祉計画は各分野の個別計画の上位計画とされている。そのため、個別計画で議論していることを地域福祉計画でも議論している。どちらで進捗管理をするのか。数値目標も、個別計画の方ではたてられており進捗管理している可能性がある。他の自治体でも、上位計画である地域福祉計画と個別計画の位置づけが難しいため、個別計画も含めて1つの計画にして、細かく進捗管理しているところがある。他方で、すべての計画を1つにまとめることはできず、地域福祉計画では細かい事業まで追わないとしている自治体がある。この自治体の場合は、地域福祉計画では包括的な問題を議論しており、様々な分野への質問がでるため会議の場には全部署の職員が出席している。

芦屋町でも、地域福祉計画をどのような位置づけで議論するのか確認する必要がある。分野別の計画で議論できるところ、制度の狭間など個々の計画だけでは議論できないところがある。地域福祉計画推進委員会で、何をどこまで議論するのか確認する必要がある。

(事務局)

・地域福祉計画推進委員会では個別計画で取り上げられていない内容を主に議論して、詳細は個別計画で議論していくほうが良い。一つの案として、先に個別計画の会議を開催し、そこで議論していない内容を地域福祉計画推進委員会で議論する方法もあると考える。

(委員)

・事務局が担当課でない項目も、事前にヒアリングをしていれば地域福祉計画推進委員会の会議で質問が出てもある程度答えられる。

(委員)

・こども食堂について、「こども食堂」という名前だからこどもだけを対象としたものと思われるが、これも「地域活動」として行っている。外国人も高齢者も手伝いとして参加したり、農家が出荷できない野菜を使ったりするなどしており、「地域活動」である。

(委員)

・なかには「地域」という広いものとして捉える必要がある個別計画の内容もある。かといってそれを全て議論するとなると難しいので検討する必要がある点である。

(委員)

・社会福祉協議会がたてている地域福祉活動計画について、社会福祉協議会の取組をこの会議でも取り上げることは難しいか。

(委員)

・今すぐは難しいが、今後盛り込んでいけるように打ち合わせをする。

(委員)

・行政の地域福祉計画と、社会福祉協議会の地域福祉活動計画がある。社会福祉協議会の取組もこの場で紹介できると良い。次回の会議では、個別計画で取り上げておりこの場で議論しないこと、個別計画でも進捗管理しているが、地域福祉計画推進委員会でも議論することなどを整理して工夫し、会議を開催するよう検討してほしい。

議事2 その他

(事務局)

・今年度の委員会の開催予定はない。次回は来年度の同時期に開催予定。

以上